

4月から

乳幼児医療費の窓口支払いを廃止します

町指定の町内医療機関で受診する場合

4月の診療分から、町が指定する町内医療機関で受診する場合については、窓口での支払いが不要になります。窓口支払いの廃止を実施している医療機関では、保険証と受給者証を提示してください。



なお、窓口支払いの廃止を実施していない医療機関もありますので、詳しくは福祉課医療係へお問い合わせください。

窓口支払い廃止の対象となる医療費は、保険診療一部負担金（月額21,000円未満）と入院時の食事療養費（1/2）です。健診などの保険診療外のもの、国や県で定める他の医療費助成制度の医療費は対象になりません。現在、乳幼児医療の受給者となっている方については、今回の改正による申請等の手続きは必要ありません。新しい受給者証（うす紫色）は、3月中にお送りします。

氏名、住所、健康保険証、振込先口座に変更があったときは、必ず福祉課に届出をしてください。

福祉課医療係内 2129

申告は必要ですか

住宅借入金等特別税額控除の申告は3月17日まで

平成19年の税源移譲により、所得税が減額され、所得税の住宅ローン控除額が減る場合があります。所得税から控除しきれなかった分を、翌年度の住民税から控除する経過措置（住宅借入金等特別税額控除）が設けられました。該当する方は、必ず申告をしてください。

対象者 次のすべてに該当する方
すでに所得税の住宅ローン控除を受けている方
平成11年1月1日から平成18年12月31日までに入居した方

税源移譲による所得税の減額によって、所得税から控除しきれない住宅ローン控除額が発生した方

申告方法 「住宅借入金等特別税額控除申告書」に記入・押印のうえ、次のいずれかへ提出してください。
提出先
給与所得者で年末調整が済んでいる方 源泉徴収票を添

付し、伊奈町（役場3階第3会議室）へ土・日曜は除く

確定申告を行う方 確定申告書に添付し、税務署へ
制度適用期間 平成20年度、28年度分の住民税に適用され
ます。

該当する方は、毎年申告が必要
です。

申告書は、各提出先で配布するほか、町ホームページから様式をダウンロードできます。

町ホームページ

<http://www.town.saitama-inal.jp>

税務課町民税係内 2152

軽自動車等を

お持ちの方へ

手続きはお済みですか？

軽自動車やバイク等の税金は、4月1日現在の所有者の方に納税していただいています。現在所有している車について、次のような場合は至急手続きが必要です。

住所を変更するとき

車を譲渡するとき

盗難（ナンバープレートも含む）にあったとき

所有者を変更するとき

名義人が死亡したとき
使用できなくて廃車すると

すでに車を持っていないと
また、これらの手続きを他の方に依頼した場合は、手続きが完了しているか確認をしてください。

種類	問合せ先
原動機付自転車（125cc以下のバイク）および小型特殊自動車（農耕用）など	町税務課町民税係 ☎721-2111 内2152
軽二輪・小型二輪（125ccを超えるバイク）	埼玉陸運支局 ☎050-5540-2026
軽自動車四輪	軽自動車検査協会 埼玉事務所 ☎725-2626

「振り込め詐欺」に注意ください

税務職員を装い、現金自動預け払い機（ATM）を操作させ、振込みを行わせる「振り込め詐欺」による被害が発生しています。税務署や国税局では、還付金受取のために金融機関等のATMの操作を求めることはありません。

不審な点がある場合は、上尾税務署総務課 ☎7701800（音声案内）へ



消防サイレン吹鳴にご理解ご協力をお願いします

消防サイレンは、火災や風水害等の災害発生時に、消防職員・消防団員の召集や住民の皆様へ周知するなど重要な役割を果たしています。

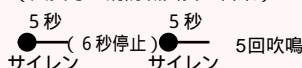
住民の皆様には、ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解ご協力をお願いします。

消防サイレンは、その種類によって意味が異なるのをご存じでしょうか。この機会に信号を覚えて、災害発生時等に役立てましょう。

サイレン設置場所 消防庁舎と役場庁舎 サイレンの種類

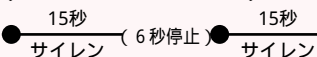
出場信号

(火災等で消防職員の召集)



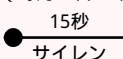
演習召集信号

(訓練等で消防職員の召集)



県民防火の日

(毎月7日の午前8時に吹鳴)



住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

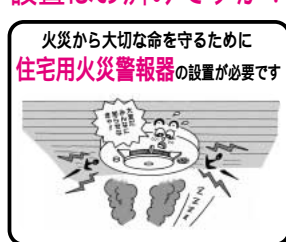
【3つの習慣】

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

【4つの対策】

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

設置はお済みですか？



平成16年の消防法の改正により、すべての住宅に音や音声で火災を知らせる住宅用火災警報器等の設置が義務付けられました。

平成18年6月より新築された住宅には、すでに取り付けが義務化され、現在お住まいの既存の住宅(共同住宅等を含む)についても平成20年6月1日までに住宅用火災警報器等の設置が必要となります。住宅火災で亡くなる方が急増しており、その原因の多くが「逃げ遅れ」によるものです。アメリカ等では、日本に先駆け住宅用火災警報器等の設置が義務化されており、その普及に伴い死者数が半減しています。

【奏功事例】

1階の居間で、仏壇のろうソクに火をつけたまま就寝してしまい、ろうソクが転倒したのに気づかず、周囲の可燃物に燃え移り火災となった。2階で就寝していた男性が、住宅用火災警報器の音に気づき、階段に出たところ煙が漂っており、1階に下り、仏壇から炎が上がっているのを発見。バケツで水をかけ消火したため、大事にならずに済んだ。

火災を早く発見することにより、尊い命と大切な財産を守るためにも、まだ設置されていないご家庭では早めの設置をお願いします。

悪質な 訪問販売等に ご注意を！

住宅用火災警報器等の設置が義務化されたことにより、高額な価格や無理強い販売、消防署から来たと偽っての販売などの悪質な業者による訪問販売に十分注意してください。消防職員が販売することはありません。

☎ 消防本部 ☎ 7 2 2 8 1 1 1

春季全国 火災予防運動

3月1日～7日

『火は見てる
あなたが離れる
その時を』

(全国統一防火標語)

	土地・家屋縦覧帳簿の縦覧	固定資産課税台帳の閲覧
期 間	4月1日(火)～6月2日(月) 土・日曜、祝祭日は除く	4月1日(火)～ 土・日曜、祝祭日は除く
時 間	8時30分～17時15分	8時30分～17時15分
場 所	役場1階税務課窓口	役場1階税務課窓口
範 囲	伊奈町に土地または家屋を所有する納税者および同居の親族、または委任状を持参した方が、納税義務を負っている資産に係る縦覧帳簿のみご覧いただけます。	伊奈町に資産を有する納税者および同居の親族、または委任状を持参した方については、その納税義務に係る固定資産。伊奈町内の土地や家屋を有償で借り受けている方は、それぞれ該当する土地および家屋についてご覧いただけます。
必要なもの	印鑑および本人の確認ができるもの(免許証、健康保険証等)	印鑑および本人の確認ができるもの(免許証、健康保険証等) 土地や家屋を借り受けている方については、賃貸借契約書や賃借料の領収書等事実を確認できるものを提示してください。
費 用	無 料	4月1日～6月2日の期間に限り納税者は無料。それ以外の期間および借地、借家の方は1件150円の手数料がかかります。 所有者の方でも上記期間終了後に自己の固定資産課税台帳を閲覧する場合は、1件150円の手数料がかかりますのでご注意ください。

平成20年度の固定資産評価額

土地・家屋縦覧帳簿および
固定資産課税台帳をご覧になれます

土地

市街化区域については、地価が上昇していることから平成20年度は、平成19年度の評価額を据え置きます。市街化調整区域については、依然として地価の下落が続いているため、前年度に引き続き平成20年度の固定資産評価額を、一部を除き引き下げます。

ただし、固定資産評価額が引き下げられた土地でも、税額の算定基礎となる課税標準額が評価額に達していない場合には、税額が上昇することがあります。

評価額については、固定資産課税台帳を閲覧することにより確認することができます。

家屋

家屋に係る平成20年度の固定資産評価額については、据え置きとなります。

ただし、新築軽減の適用を受けていた家屋で新築軽減の期間(3年または5年)が満了となったものについては、税額が上昇します。

☎ 税務課固定資産税係内 2 1 5 3 ・ 2 1 5 4